

sakura.io ポイント利用約款

第1条（目的及び適用）

1. この sakura.io ポイント利用約款（以下、「本約款」といいます）は、さくらインターネット株式会社（以下、「当社」といいます）が提供する「sakura.io サービス」（以下、「本サービス」といいます）に係る利用料金の支払いの手段として使用できる、当社が発行する「sakura.io ポイント」（以下、「本ポイント」といいます）の利用条件について規定するものであり、当社が別途定める基本約款及び「sakura.io サービス約款」に同意し、当社との間で本サービスに係る利用契約を締結した本サービスの利用者（以下、「利用者」といいます）が、本サービスに係る利用料金の支払いのために本ポイントを使用するにあたり適用されます。
2. 利用者は、本ポイントの使用にあたり、本約款、基本約款及び「sakura.io サービス約款」を遵守しなければなりません。基本約款及び「sakura.io サービス約款」は、本約款とともに本ポイントの利用に適用されます。
3. 本約款は、本ポイントの利用において、基本約款及び「sakura.io サービス約款」に優先して適用されます。

第2条（用語の定義）

1. 「sakura.io ポイント」（本ポイント）とは、本サービスの利用に必要な通信料の支払いに使用することができる支払手段又はその単位をいいます。
2. 「アカウント」とは、利用者が本サービスのコントロールパネルにログインするための権利であって、「会員 ID」によって識別されるものをいいます。
3. 「本サービスのコントロールパネル」とは、本サービスに係るアカウントごとに利用者に付与されるコントロールパネルをいいます。
4. 「有償ポイント」とは、本ポイントのうち、利用者が当社から有償にて購入するものをいいます。
5. 「無償ポイント」とは、本ポイントのうち、当社が利用者に対し無償にて付与するものをいいます。

第3条（本ポイントの使用方法）

1. 本ポイントは、「sakura.io サービス約款」に定める本サービスの利用料金のうち通信料の支払いにのみ使用できるものとします。
2. 利用者が保有する本ポイントは、本サービスにおいて、当該利用者の設定に基づき行われるモジュールと sakura.io プラットフォームとの間のメッセージデータの通信の回数（以下、「データ通信回数」といいます。）に応じて自動的に消費されるものとし、その詳細は、本条のほか、サービスサイトにおいて定めるものとします。

3. データ通信回数あたりの消費ポイント数については、サービスサイトにおいて定めるものとします。なお、データ通信回数あたりの消費ポイント数は、通信環境、通信コストの変動その他の理由により、変更されることがあります。
4. 当社は、利用者のアカウントごとに、毎月末日締めにて当月のデータ通信回数を算出し、翌月初日に、当該データ通信回数に応じた本ポイントを利用者が当該アカウントにおいて保有する本ポイントの残高（以下、「保有ポイント残高」といいます）から減算するものとします。

第4条（有償ポイントの任意購入及び付与）

1. 利用者は、必要な数の本ポイント（有償ポイント）を、本条の手続きに従い、有償にて購入することができます（以下、「任意購入」といいます）。任意購入の場合の1回あたりの購入ポイント数は、次の条件を全て満たすことを要するものとします。
 - (1) 最小購入ポイント数（第7条第1項に定めます。以下同じ）以上であること
 - (2) 第7条第2項に定める購入可能ポイント数の上限以下であること
 - (3) 最小購入ポイント数単位であること
2. 利用者が本ポイントを任意購入した場合、利用者は、当社に対し、次の各号に定める方法のうち利用者が任意購入時に選択した方法により、当該支払方法に応じて当社が定める支払期限までに、本ポイントの代金を支払うものとします。なお、任意購入した本ポイントの代金が、当社所定の金額以上となる場合には、当社の要請により、クレジットカード払い以外の支払方法によりお支払いいただくことがあります。
 - (1) 振込み
銀行・郵便局・コンビニエンスストア等からの現金振込み（振込手数料は利用者の負担とします）
 - (2) クレジットカード払い
当社が承認したクレジットカード会社と利用者との契約に基づくクレジットカードによる支払い
3. 振込み又はクレジットカード払いによる支払の場合、利用者は、当社に対し、任意購入日の翌々月末日までに、当該本ポイントの代金を支払うものとします。
4. 利用者が任意購入した本ポイントは、利用者が前項に従って当該本ポイントの代金を支払い、当社が当該代金の受領を確認した日に付与されるものとします。当社は、任意購入に基づき本ポイントを付与した場合、本サービスのコントロールパネル上に表示する方法で、利用者に対し、本ポイントを付与したこと及び当該付与した本ポイントの有効期間を通知するものとします。

第5条（有償ポイントの不足分購入及び付与）

1. 利用者は、保有ポイント残高により可能なデータ通信回数を超えて通信が行われる場

合があることを確認します。その場合、利用者は、当該超過したデータ通信回数に応じた通信料（以下、「超過通信料」といいます）に相当する数以上の本ポイント（有償ポイント）を事後的に購入し超過通信料に充当しなければならないものとします（以下、「不足分購入」といいます）。不足分購入の場合の購入ポイント数は、当社が次の条件を全て満たすように算出するものとします。

- (1) 最小購入ポイント数以上であること
- (2) 最小購入ポイント数単位であること
- (3) 不足分購入の結果保有ポイント残高が0ポイント以上になるポイント数のうち最小のポイント数であること

2. 不足分購入の場合における超過通信料及び購入ポイント数については、当社が前項に従って毎月末日締めにて算出します。当社は、利用者に対し、当月に生じた不足分購入に係る本ポイントの代金を、翌月10日までに、「sakura.io サービス約款」に定める本サービスに係るプラットフォーム利用料と合算して請求するものとします。利用者は、当社に対し、請求日の属する月の末日までに、「sakura.io サービス約款」に定めるプラットフォーム利用料の支払方法に従って支払うものとします。
3. 利用者が不足分購入した本ポイントは、不足分購入が必要となった月の末日に付与されるものとします。当社は、不足分購入に基づき本ポイントを付与した場合、本サービスのコントロールパネル上に表示する方法で、利用者に対し、本ポイントを付与したこと及び当該付与した本ポイントの有効期間を通知するものとします。

第6条（無償ポイントの付与）

1. 無償ポイントの付与の条件及び付与日については、サービスサイトにおいて定めるものとします。

第7条（最小購入ポイント数等）

1. 最小購入ポイント数は20,000ポイントとし、最小購入ポイント数あたりの本ポイント代金の額は100円とします。
2. 任意購入の場合の購入可能ポイント数の上限は、サービスサイトにおいて定めるものとします。なお、通信環境、通信コストの変動その他の理由により、変更されることがあります。

第8条（本ポイントの有効期間）

1. 有償ポイントの有効期間は、その付与日に開始し、当該付与日の属する月の24か月後である月の末日の経過をもって終了するものとします。ただし、当社が別途有効期間を定めて販売した有償ポイントについては、当該定めに従うものとします。有償ポイントの有効期間は本サービスのコントロールパネル上に表示されます。

2. 無償ポイントの有効期間は、無償ポイントの付与時に当社から利用者に対し本サービスのコントロールパネル上に表示する方法で通知する期間とします。
3. 本ポイントは、前二項に従った有効期間が満了した時点で失効するものとし、当社は、失効した本ポイントに関して、利用者に対し一切の責任を負わないものとしします。

第9条（禁止行為）

1. 利用者は、いかなる場合も本ポイントを第三者に譲渡し又は第三者と共有することはできません。
2. 利用者は、次の各号に該当する行為を行ってはなりません。
 - (1) 本ポイントを不正な方法により取得し、又は不正な方法により取得したことを知って、利用し又は利用しようとする事
 - (2) 本約款、基本約款、又は「sakura.io サービス約款」の定め違反すること
 - (3) 前各号のほか、当社が不相当であると判断する行為
3. 利用者が前二項の定め違反した場合、当社は利用者が保有する本ポイントを失効させることができるものとしします。この場合、当社は本ポイントの払い戻しには一切応じず、また、法令に反しない限り、当該利用者が被った損害について一切責任を負わないものとしします。

第10条（払戻し）

1. 当社は、本ポイントの払戻し又は換金は一切行わないものとしします。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではありません。
 - (1) 第14条に該当する場合
 - (2) 法令等により本ポイントを払い戻す必要がある場合

第11条（保有ポイント残高及び有効期間の表示及び確認）

1. 当社は、保有ポイント残高及びその有効期間を、有償ポイント分と無償ポイント分とに区分して、本サービスのコントロールパネル上に表示するものとし、利用者は本サービスのコントロールパネルにログインすることでこれを確認できるものとしします。利用者は、本サービスのコントロールパネル上に表示される本ポイントに関する情報の更新には時間がかかる場合があり、必ずしも表示時点の正確な情報を表示するものとは限らないことを、承諾するものとしします。

第12条（本ポイントの利用にあたっての注意事項）

1. 本ポイントは、アカウント単位で管理され使用できるものとし、同一の利用者であっても、あるアカウントに係る本ポイントを、別のアカウントに係る通信料の支払のために使用することはできないものとしします。

2. 1アカウントあたりで保有できる本ポイントの数の上限を定める場合はサービスサイトに定めるものとします。
3. 利用者がアカウントを削除した場合、又は基本約款若しくは「sakura.io サービス約款」の定めに基づき当社が利用者の利用契約を解除した場合、利用者が当該アカウントにおいて保有している本ポイントはアカウント削除時又は利用契約の解除時にすべて失効するものとします。この場合、当社は、本ポイントの払戻しには一切応じず、また、法令に反しない限り、当該利用者が被った損害について一切責任を負わないものとします。
4. 不正アクセスその他の事由により、利用者が他人に不正に本ポイントを使用された場合、当社は、法令に反しない限り、当該利用者が被った損害について一切責任を負わないものとします。
5. 当社は、本ポイントに係るシステムの保守等の都合により、本ポイントの取扱いを一時停止し又は中断することがあります。この場合、当社は、法令に反しない限り、当該措置により利用者が被った損害について一切責任を負わないものとします。

第13条（約款の変更）

1. 当社が、基本約款における約款の変更の規定に従って本約款を変更した場合、利用者が本約款の変更時に既に保有している本ポイントにも、変更後の本約款が適用されます。

第14条（取扱いの廃止）

1. 当社は、業務上の都合によりやむを得ず本ポイントの取扱いを廃止することがあります。その場合、当社は、利用者に対し、廃止する1か月前までに電子メールの送信若しくはサービスサイトに掲載することにより、又は電子メールの送信及びサービスサイトに掲載することにより、利用者に通知するものとし、いずれの方法によるかは、当社が選択できるものとします。
2. 前項の場合、当社は、当社所定の方法で本ポイントの払戻しを行うものとし、当該払戻し方法について利用者に通知し又は周知の措置をとるものとします。

第15条（問合せ先）

1. 本ポイントに関する問合せ先は以下のとおりとします。

さくらインターネット株式会社

〒160-0023 東京都新宿区西新宿7丁目20番1号 住友不動産西新宿ビル32階

お問い合わせ窓口：https://www.sakura.ad.jp/request_form/service/iot/

附 則

第1条（適用開始）

この約款は、2020年5月12日から適用された sakura.io ポイント利用約款を変更したものであり、基本約款における約款の変更の規定に基づき、2021年10月29日より適用されます。